予備３０－１７肢エ

第１　肢の結論

正しい

第２　実質的競争関係にあるものの会計帳簿閲覧請求権

１．問題の所在

株式会社の会計帳簿の閲覧の請求をした株主が，当該株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営んでいた。この場合，当該株主が行う会計帳簿閲覧請求権が認められるか，４３３条２項３号の解釈が問題となる。

２．結論および理由

（１）結論

文理にしたがい，実質競争関係にあたるときは，４３３条２項３号を理由に，会計帳簿閲覧請求権を株式会社は拒むことができる。よって，肢は正しい。

（２）理由

確かに，実質競争関係にあたる以上，４３３条２項３号に該当し，会社は会計帳簿閲覧請求権を拒めるのが原則である。

もっとも，本件の場合，当該株主には会計帳簿の閲覧によって，知りうる情報を自己の事業に利用するなど主観的意図がない。２項の他の号を確認すると，悪質な目的が想定されている。少数株主である以上，監督の必要性もある。本件のように，客観的に競合関係にあっても，目的が悪質でなければ，制限する趣旨は該当しないとして，４３３条２項３号が例外的に適用されないと一見思えるが採用できない。

なぜなら，主観的目的を考慮すると，一律に区別ができないからである。

会計帳簿の閲覧は，少数株主に監督権を与える一方で，営業の自由にも影響する。その利益を保護するために，４３３条２項３号を規定したものである。

その点からすれば，主観目的がなければ，「実質的」に営業の自由に影響しないとも考えられなくもないが，あたる場合とそうでない場合の区別が困難である。

法定安定性を欠いてしまうので，「形式的」に，一律に実質的に競争関係にある事業をもって，会社に拒否権を認め，営業の自由を保護したのが法の趣旨である。

よって，条文の文言にしたがい，拒絶できる。

以上